

西敬寺納骨壇規約

【制定の目的】

第1条 西敬寺納骨壇（以下納骨壇）の使用についての基準を定めることを目的とする。

【使用の目的】

第2条 納骨壇は、遺骨を安置し法式儀礼を行う目的の他に使用することは出来ない。

【使用の制約】

第3条 納骨壇では、浄土真宗本願寺派で定められる法式儀礼をもって行うものとし、他の宗教団体等の法式儀礼又はそれに類する行事等は、これを一切行うことができない。

【使用の許可】

第4条 1、納骨壇使用資格者は西敬寺門信徒に限る。

2、納骨壇使用者は、この規定に従い管理者である宗教法人西敬寺代表役員・住職（以下住職）の許可を得なければならない。

3、納骨壇の使用を願い出る者は、埋葬許可証（または改葬許可証）及び規約に定める使用冥加金を添え所定の「西敬寺納骨壇使用願（誓約書）」に自署捺印して住職に提出しなければならない。

4、合同納骨壇使用を生前に願い出る者は住職への委任状を併せて提出しなければならない。

5、上記書類は、住職が保管し必要に応じて閲覧することが出来る。

6、住職は、使用を許可する場合に納骨壇使用許可証を交付する。

【個別納骨壇使用延長・継承の許可】

第5条 1、個別納骨壇継承の承認については、継承事由が発生したつど使用者もしくは継承予定者が住職に連絡し継承手続きをしなければならない。

2、継承予定者は、民法が定める墳墓の所有権を継承すべき者とする。

3、住職は、使用期限を迎える使用者もしくは継承予定者に速やかに連絡し合同納骨壇への改葬か使用期限延長かを確認する。

4、使用期限の延長を願い出る使用者もしくは継承予定者は、その時点での使用冥加金添えて所定の「納骨壇使用延長・継承願」に自署捺印して提出した上、住職の許可を得なければならない。

【個別納骨壇使用权の転貸・譲渡の禁止】

第6条 1、個別納骨壇使用权が不要になった場合の転貸・譲渡することは出来ない。

2、使用权を放棄する場合は、許可証と共に無条件で返還しなければならない。

【合同納骨壇からの改葬】

第7条 合同納骨壇に納骨された遺骨は、特別な事由によって住職に認められない限り改葬出来ない。

【使用冥加金】

第8条 1、合同納骨壇1体 50,000円以上

2、個別納骨壇12年（使用期限内の家族の追加納骨可能）250,000円以上

3、個別納骨壇22年（使用期限内の家族の追加納骨可能）500,000円以上

4、使用冥加金は、将来の物価変動により改定することがある。

【年間管理費】

第9条 年間管理費は前条で規定した使用冥加金に含まれるものとして徴収しない。

【附 則】 この規約の変更に関する協議などは西敬寺責任役員会にて定める。